

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問は、最高裁昭和 41 年 7 月 1 日判決を題材に、捜査官からの約束及び利益誘導によって自白をした場合、自白法則（刑事訴訟法第 319 条 1 項）の適用により、自白調書の証拠能力が否定されないかを問う問題である。甲の自白が「その他任意にされたものでない疑いのある自白」に該当するかにつき、まずは、自白法則の趣旨について、虚偽排除説、人権擁護説、それらの併用説、違法排除説等の見解があるが、自身の採る見解を明らかにする必要がある。そのうえで、「その他任意にされたものでない疑いのある自白」の意義を明確に示し、具体的事実のあてはめをしなければならない。具体的な事実のあてはめについては、本件で問題となる捜査官の行為を指摘した上で、虚偽排除説や人権擁護説に立つ場合には、当該捜査官の行為が被疑者に与えた心理的影響の有無、程度等について評価を加える必要がある。違法排除説に立つ場合には、捜査官の行為にどのような違法が存するのかを明確に示さなければならない。

本問は、自白法則についてごく基本的な問題であり、同法則の趣旨を正確に論述することが求められる。また、事実のあてはめをする際、単なる事実の羅列に止まらず、事実に対する評価を的確に記述し、説得的であることが求められる。

以上